

一般財団法人埼玉県佛教会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人埼玉県佛教会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目13番18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県内寺院教会の緊密な連携のもと、県下佛教活動の推進、展開に努め、もって道心の高揚と教化の促進を図り、社会の浄化と佛教文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 佛教教化活動の推進及び展開と佛教文化の振興及び普及
- 二 県内寺院教会の佛教活動の支援と加盟寺院教会相互の連絡及び協調
- 三 宗教関係諸団体との連携
- 四 犯罪予防活動及び更生保護事業の援助
- 五 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監

事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款を主たる事務所に置くものとする。
- 一 監査報告
 - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員12名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、加盟寺院教会の代表者のうちから選任する。この場合、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- 一 各評議員について、次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - 二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である

者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の終了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 補欠により選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

（評議員の日当）

第13条 評議員に対して、一人当たり一日5,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給基準に従って日当を支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 評議員及び理事並びに監事に対する日当の支給基準
- 三 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 四 定款の変更
- 五 残余財産の処分
- 六 基本財産の処分又は除外の承認
- 七 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招

集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のうちから選定する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 基本財産の処分又は除外の承認
- 四 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項に定める要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の中から選任した議事録署名人名2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事 15名以上25名以内
 - 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、会長と称する。
- 3 代表理事以外の理事のうち、7名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、加盟寺院教会の代表者の中から評議員会の決議によって選任する。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、

業務執行理事は、この法人の業務を各自分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、財産の状況及び理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の財産及び業務執行の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事又は監事の日当)

第27条 理事又は監事に対して、一人当たり一日5,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給基準に従って日当を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務執行の監督

三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 監事は、必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その

過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が出席しないときは、理事会の議決により、すみやかに新たな議長を選定する。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 加盟寺院教会

(加盟寺院教会)

第34条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する県内寺院教会を加盟寺院教会とする。

- 2 この法人に加盟しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。また、加盟寺院教会がこの法人から脱退しようとするときは、その旨を届け出なければならない。
- 3 加盟寺院教会は、評議員会が定める会費を納入するものとし、既納の会費は返還しない。

第9章 事務局

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長以下の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て代表理事が任命し、その他の職員は、代表理事が任免する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散して清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(補則)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、萩野映明とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
石川法夫、上村正剛、大嶋法道、
角山祥隆、川端清光、坂本良光、
関根隆光、中村信行、沼田正順、
藤井壽雄、馬路宏樹、實淨龍彦、
向井隆健、森田真隆、吉田宏哲、
鷺津憲道
- 5 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
萩野映明、木村盛雄、倉持秀裕、
深谷雅良、穂山教雄、加藤玄静、
杉村良哉、糸原恒久、白石通昭、
山口正純、蓮見行全、中井隆吾、
河野亮玄、嵩海雄、佐瀬英雄、
穂積容山、坂東隆秀、眞島亮悟
- 6 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。
井倉賢一、河野亮仙

別表

- ①埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目
地番145番-1 宅地 1513.92平方メートル
- ②埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目
地番145番-2 宅地 8.78平方メートル
- ③埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目145番地1
家屋番号 145番1の1
事務所・店舗 鉄筋コンクリート造かわらぶき3階建
1階 385.89平方メートル
2階 362.33平方メートル
3階 360.44平方メートル
- ④定額貯金（ゆうちょ銀行） 3,500,000円